

あなたの世帯が下記に該当する場合は担当課での手続きが必要です。(転出用)

令和5年11月6日

該当項目	<input checked="" type="checkbox"/>	窓口番号	担当課名	手続きの名称	必要なもの
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかをお持ちの方。		⑤	障害福祉課	手帳の登録等に関する手続き	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証、旅券など)
療育手帳(愛の手帳)をお持ちの方。		⑤	障害福祉課	手帳の登録等に関する手続き	療育手帳(愛の手帳)
障害者総合支援法及び児童福祉法の福祉サービス又は、自立支援医療(更生医療・育成医療)を利用している方。		⑤	障害福祉課	福祉サービス又は自立支援医療の手続き	受給者証、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証、旅券など)
障害者医療費助成の受給者の方。		⑤	障害福祉課	受診証の返還	受診証
扶養共済制度をご利用されている方。		⑤	障害福祉課	転出の手続き	担当課へお問い合わせください。内線2367
次の助成券等を交付されている方。 ・入浴助成券 ・福寿カード・福寿手帳 ・運転免許証自主返納者等支援事業助成券 ・訪問理美容サービス助成券		⑧	高齢者いきいき課	助成券等の返還	該当項目に記載されている助成券等
次の事業を利用している方。 ・高齢者見守り登録 ・緊急通報装置の貸出 ・認知症高齢者等早期発見支援事業(GPS端末の貸出) ・配食サービス(高齢者向け) ・徘徊高齢者SOSネットワークシステムの登録 ・終活情報登録		⑧	高齢者いきいき課	登録解除・廃止	担当課へお問い合わせください。0467-61-3899(直通)
65歳以上の方がいる。		⑥	介護保険課 又は支所	介護保険被保険者証等の返還 資格喪失届の手続き	介護保険被保険者証 銀行等口座番号が分かるもの
要介護認定を受けている方がいる。		⑥	介護保険課 又は支所	介護保険被保険者証等の返還 資格喪失届の手続き ※本市での介護度を転出先市区町村で継続したい場合は、転出先に提出する書類に記載する転入日から14日以内に、転出先にて手続きする必要があります。	上段の持ち物に加え、 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ)
国民年金に第1号被保険者として加入している方が国外転出する。		⑨	保険年金課 又は支所	国民年金の資格喪失の手続き 国民年金の任意加入の手続き (希望する場合)	年金手帳又は基礎年金番号通知書(お持ちの場合)、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券など)
国民健康保険に加入している方で、世帯主に変更がある場合。		⑩	保険年金課 又は支所	保険証の差替え	世帯全員の保険証
国民健康保険加入者で、介護老人福祉施設等に転出する方。		⑩	保険年金課	住所地特例の手続き	保険証 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券など)

後期高齢者医療の対象者がいる。		⑫	保険年金課 又は支所	保険証の返還、保険料の精算 負担区分等証明書の交付(県外 への転出の場合) 障害認定証明書の交付(障害を 理由に後期高齢者医療制度に 加入されている方のみ) →保険年金課のみ(支所では手 続きできません)	保険証 銀行等口座番号がわかるもの(必 要な場合あり)
市税に未納がある方 納期限前に国外転出する 方。		⑬	納税課	納付書の発行 納付方法の確認・相談	本人確認書類(運転免許証、納税 通知書など)
転出先で課税(所得)・非課 税・納税証明等が必要な方。		⑭	納税課 又は支所	課税(所得)証明書等の交付手 続き	本人確認書類(運転免許証、旅券 など)、証明書交付手数料 1通300円
鎌倉に土地、家屋を所有して いる方で国外へ転出される 方。		⑮	資産税課	納税管理人の届(国内で納税通 知書を受け取り、支払いを代行 される人を指定していただくもの です。)	
転出日以降、市・県民税が見 込まれる方(前年中に一定以 上の所得がある方)で国外へ 転出される方。		⑯	市民税課	納税管理人の届(国内で納税通 知書を受け取り、支払を代行さ れる人を指定していただくもの です。)	
原付バイクを含むすべての オートバイ、三輪以上の軽自 動車等の所有者等、納税義 務のある方。		⑰	市民税課 又は支所	廃車、定置場変更、納税通知書 の送付先変更の届出等	担当課にお問い合わせください。 内線2292～2295
被爆者援護資格認定証をお 持ちの方がいる。		⑱	生活福祉課	認定証の返還等の手続き	認定証
し尿のくみ取りを依頼してい る。		⑳	ごみ減量 対策課	転出の届 手数料の精算	
マイナンバーカード、住民基 本台帳カードをお持ちの方で 国外に転出される方。		㉓	市民課 又は支所	カード返納の届	マイナンバーカード 住民基本台帳カード
児童手当を受給している。		㉔	こども相談課 又は支所	転出の届	担当課へお問い合わせ下さい。 内線2375
小児医療費助成の受給者が いる。		㉕	こども相談課 又は支所	医療証の返還	① 医療証
ひとり親家庭等医療費助成の 受給者がいる。		㉖	こども相談課	医療証の返還	② 医療証
児童扶養手当、特別児童扶 養手当を受給している。		㉗	こども相談課	転出の届 →支所では手続きできません。	証書など
ひとり親家庭等家賃助成を受 けている。		㉘	こども相談課	転出の届 →支所では手続きできません。	担当課へお問い合わせ下さい。 内線2375
鎌倉市パートナーシップ宣誓 書受領証をお持ちの方。		㉙	地域共生課	鎌倉市パートナーシップ宣誓書 受領証の返還	地域共生課 人権・男女共同参画 担当へお問い合わせ下さい。 *手続きには予約が必要です。 0467-61-3870
市営住宅に入居している。		本庁舎4階	都市整備 総務課	市営住宅の明渡し又は 世帯員変更の手続き	都市整備総務課住宅担当にお問 い合わせください。 0467-61-3679(直通)

上下水道料金の減免を受けている方。		本庁舎4階	下水道経営課	減免解除	下水道経営課料金担当にお問い合わせください。 0467-61-3719(直通)
-------------------	--	-------	--------	------	--

問い合わせ ～ 鎌倉市役所 0467(23)3000

令和5年11月6日改訂

※印鑑登録は、転出(予定)日をもって、抹消されます。廃止の手続きは必要ありません。(担当課 市民課)

※国外へ転出された方が帰国し、国内に住民登録(転入)される場合には、次のものがが必要です。

- ・パスポート(転入する方全員のもの)原本

- ・戸籍謄(抄)本及び戸籍の附票の写し(転入する方全員が記載されたもの。ただし、本籍地の市区町村に転入する場合は不要)

※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方で、転入届の特例を受けられる方は、転入手続きの際に同カードを使用しますので、必ずご持参下さい。また下記の場合は、継続利用ができませんのでご注意ください。

- ・カードの有効期間が満了している

- ・転出予定日から30日又は転入日から14日のいずれか早い日を経過して転入届を出していない(※)

- ・転入届を出した日から90日を経過している(※)

(※)最終日が閉庁日の場合、翌開庁日まではお手続きできます。

なお、転入地の市区町村で住民基本台帳カードを条例利用(印鑑登録証や図書カードとしての機能を付加すること)している場合は、継続利用できない場合があります。

※犬の登録をされている方で転出される場合は、鎌倉市への手続きは必要ありません。

転入地の市区町村で、犬の登録手続きをしてください。その際、鎌倉市で交付された犬鑑札を提出してください。転入地の犬鑑札と交換となります。

※猫を飼われている方は、転入地によって登録制度がありますので、詳細については、転入地の市区町村にお問い合わせ下さい。